

途中退所等による料金精算規定

普通コース (MT・AT)

退所等の時期	精算 (返金) 金額内容	
教習開始 (学科1 受講) 以前に退所等の場合	入所金分	既納入所申込金から 5,000 円 (税込 5,400 円) を減じた金額
	オプション分	既納オプション料 (短期・土日・おまかせ) 全額
教習開始後、仮免許取得以前に退所等の場合 ※教習開始後は、入学金及び諸費用の返金はできません。	学科教習分	未受講学科時限数×2,000 円 (税込 2,160 円) ※応急救護教習は 3 時限で 4,300 円 (税込 4,644 円)
	技能教習分	既納技能教習料の内、未受講時限数×4,300 円 (税込 4,644 円)
	オプション分	既納オプション料 (短期・土日・おまかせ) の半額
仮免許取得後に退所等の場合 ※教習開始後は、入学金及び諸費用の返金はできません。	学科教習分	未受講学科時限数×2,000 円 (税込 2,160 円) ※応急救護教習は 3 時限で 4,300 円 (税込 4,644 円)
	技能教習分	既納技能教習料の内、未受講時限数×4,300 円 (税込 4,644 円)
	オプション分	返金なし

安心パック (MT・AT)

退所等の時期	精算 (返金) 金額内容	
教習開始 (学科1 受講) 以前に退所等の場合	入所申込金分	既納入所申込金から 5,000 円 (税込 5,400 円) を減じた金額
	オプション分	既納オプション料 (短期・土日・おまかせ) 全額
教習開始後、仮免許取得以前に退所等の場合 ※教習開始後は、入学金及び諸費用の返金はできません。	技能教習分 学科教習分 技能検定分	既納入所申込金の内、入学金及び諸費用を減じた金額から実際に受講した技能教習料 (延長・補習分を含む)・学科教習料・検定料 (不合格時の再受検料を含む) を減じた金額
	オプション分	既納オプション料 (短期・土日・おまかせ) の半額
	技能教習分 学科教習分 技能検定分	既納入所申込金の内、入学金及び諸費用を減じた金額から実際に受講した技能教習料 (延長・補習分を含む)・学科教習料・検定料 (不合格時の再受検料を含む) を減じた金額
仮免許取得後に退所等の場合 ※教習開始後は、入学金及び諸費用の返金はできません。	オプション分	返金なし

法令の定めにより下記の場合は、運転免許を取得出来ないことがあります。ご確認ください。

＜道路交通法第 90 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 2 号／道路交通法施行令第 33 条の 2 の 3＞

- 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの。(総合失調症)
- 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの。(てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症)
- その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定める(そううつ病、重度の眠気の状態を呈する睡眠障害等)
- 介護保険法第 8 条第 16 項に規定する認知症である者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

※なお、上記内容についてご不明な点があれば、係員にご相談ください。

藤井寺自動車教習所 殿

上記精算規定を了承するとともに、上記道路交通法第 90 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 2 号・道路交通法施行令第 33 条の 2 の 3 の規定を確認したうえで入所申し込みをいたします。

平成 年 月 日

氏 名

印
